

## 行政·人権相談

行政相談は行政相談委員、人権相 談は人権擁護委員が担当します。

#### 五所川原地区(行政相談)

▷8月12日休) 10:00~12:00 ▷8月26日休 10:00~12:00 市役所1階相談室1A

#### 問い合わせ先

市民課 内線2326

#### 金木地区(行政・人権合同相談)

▷8月18日(水) 10:00~12:00 金木総合支所 相談室

#### 問い合わせ先

金木総合支所 内線3132

## 法務局人権相談

▷月曜日~金曜日(祝日を除く) 8:30~17:15

五所川原支局1階人権相談室

#### 問い合わせ先

青森地方法務局五所川原支局 Tel34-2330

## 人権擁護啓発メッセージ

(令和2年度人権教室より/三輪小6年生) 『みんなで助け合い、ゆずり合 い、たくさんの意欲と優しい心 もっともっと増えるといいね』

## 家屋を解体・建築した際は 税務課へご連絡を

住宅・車庫・作業所等の家屋を解 体したときや家屋を新築・増築して 税務課の調査を受けていない場合は 税務課までお知らせください(解体 した年内中に滅失登記の手続きをし た場合、連絡は不要です)。

- \*解体後の連絡がない場合、解体し た翌年度以降も課税される場合が あります。
- \*調査を受けていない家屋があるこ とが判明した場合、さかのぼって 課税される場合があります。

#### 問い合わせ先

税務課 内線2264 金木総合支所 内線3135 市浦総合支所 内線4014

## 「年金ポータル」を ご利用ください

年金ポータルは、年金に関する情 報をインターネット上で簡単に見つ けられるように、厚生労働省が作成 したポータルサイトです。

このサイトでは自分の日常生活の 中のシーンに合わせたテーマや、年 金制度の基本的な仕組みについて、 さまざまな関係機関のホームページ から情報を探すことができます。

専門用語をできるだけ使わずに、 図やイラストによるシンプルな解説 で、年金について知りたいことがす ぐに探せる「入口」としてご利用い ただけます。

年金ポータル…https://www.mhlw. go.jp/nenkinportal/

### 問い合わせ先

国保年金課 内線2343 弘前年金事務所 TEL0172-27-1339

## 東京都で「青森県U・1タ ーン×交流フェア」開催!

青森県へのUターンや移住を検討 されている方のために県主催で個別 相談会やセミナー、トークイベント 等を実施します。五所川原市も出展 し、相談をお受けしますので、首都 圏在住のご家族やご友人などにぜひ 参加をおすすめください。

詳しくは右QRコ ードからご確認くだ さい。

**日程**…8月28日出 問い合わせ先

> 青森県企画政策部地域活力振興課 移住・交流推進グループ Tri 017-734-9174

## 個人事業税の納付をお忘れなく

個人事業税は、物品販売業、請負 業、不動産貸付業、医業、理容業な どの一定の事業を営む個人の方に、 原則として前年中の事業の所得をも とに課税される県の税金です。

県税部から送付される納税通知書 により、8月と11月の二期に分けて 納めていただきます。

今年度の第一期分の納期限は8月

31日火です。納期限までに、お近く のコンビニエンスストアや金融機関 で納付してください。

#### 問い合わせ先

西北地域県民局県税部課税課 TeL34-2111 内線208

## マイナンバーカード を作ろう!

こんなメリットがあります!

## ①公的な身分証明書になる

未成年の方や免許証を持って いない方はこの1枚で身分証 明ができます!

## ②口座開設やパスポートの新規 発給に利用できる

本人確認に加えマイナンバー を提示しなければならない場 面でも、この1枚で対応でき ます!

# ③オンラインで行政手続きがで

ぴったりサービスなどのオン ラインサービスを利用するこ とで、子育てや介護などの手 続きをまとめて行うことがで きます!



## エンゼル相談

保健師・栄養士が、お子さんの成 長発達や離乳食、子育てに関するこ となどの相談に応じます。また、設 定日以外にも、相談対応をしていま すので、ご連絡ください。

## 日時・場所

▶9月24日金 10:00~11:30 金木総合支所2階集会室 ▶9月27日(月) 10:00~11:30 中央公民館3階和室

持ち物…バスタオル(体重計をご利 用の方)、母子健康手帳

\*3日前までの予約が必要です。

#### 問い合わせ・申込先

子育で世代包括支援センター 内線2393 /電子メール kenkous uisin@city.goshogawara.lg.jp

エンゼル相談 申し込みフォーム QRコード

